

会員の先生およびご家族の皆さまへ

新登場



30%割引

一般でご加入されるより
保険料が割安です!

団体がん保険のご案内

診断一時金のみ
プラン

診断一時金 **100万円** 給付

(正式名称：団体総合生活保険)

がん診断時に保険金(一時金)が受けとれる補償を新設しました!
会員の先生のご家族も含めてご加入頂くことが可能です。

◆ 例えばこんな場合でも、**団体がん保険**なら安心です。



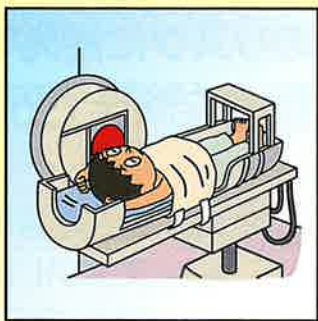
がんと診断されてしまった。



上皮内新生物が見つかった。



白血病と診断されてしまった。



再発・転移により新たながんが生じてしまった。

中途加入も
随時受け付けて
おります。

保険期間

2023年12月1日(金)午後4時から
2024年12月1日(日)午後4時までの1年間

申込締切日

2023年11月14日(火)まで

現在ご加入の方につきましては、上記の募集期間終了までにご加入者の方からの特段のお申し出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は、今年度の募集パンフレット等に記載の改定後の補償内容・保険料等にて、保険会社に保険契約を申し込みます。今年度の募集パンフレット等に記載の内容にて更新される方につきましては、特段のご加入手続きは不要です。新規ご加入の方、変更を希望される方は、「加入依頼書」の必要事項をご記入・ご署名のうえ、取扱代理店へご提出ください。今回更新いただく内容に一部改定があります。補償内容・保険料等の主な改定点は別紙のとおりとなりますので、今年度の募集パンフレット等とあわせてご確認ください。

団体契約者／公益社団法人 神奈川県医師会 集金事務／神奈川県医師扶助会

引受保険会社 東京海上日動火災保険株式会社

団体がん保険

診断一時金のみプラン

の特長



1 一般の加入より **30%割引** でご加入いただけます。

2 **がん**と診断確定*1
された時の一時金のみ **シンプルな補償** です。

*1 がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることがあります。

3 一時金(がん診断保険金)は **自由にご活用** いただけます。

4 会員ご本人に加え、
会員の **ご家族も** ご加入
いただけます。

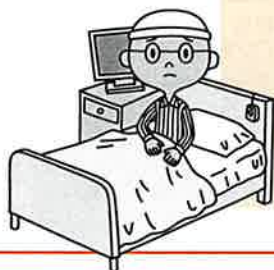


■ **がん**のリスクに備えて
がん診断保険金でがんにかかる費用に備えます。

がん診断 がんと診断確定されたときに保険金(一時金)をお支払いします。

なお、継続前契約で既に診断確定されたがんが一旦治癒した後の再発・転移や、新たながんが生じたときでも保険金をお支払いします。*1

*1 支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以内であるときは保険金をお支払いできません。



上皮内
新生物

や

白血病

も補償対象になります。

保険料 ▶

保険料は12月1日時点の年齢で決定します。自動更新の際に保険料が変更となる場合がございます。

補償項目	月 払	年 払
がん診断保険金	100万円	
20～24歳	60円	660円
25～29歳	130円	1,400円
30～34歳	220円	2,350円
35～39歳	310円	3,360円
40～44歳	450円	4,940円
45～49歳	630円	6,910円
50～54歳	1,030円	11,210円
55～59歳	1,610円	17,550円
60～64歳	2,340円	25,530円
65～69歳	3,120円	34,020円
70～74歳	3,880円	42,280円
75～79歳	4,680円	51,020円
80～84歳	5,490円	59,930円

※保険の対象となる方で本人としてご加入いただける方は、年齢*1が、満5歳以上満84歳以下の方に限りです。

*1 団体契約の始期日時点の年齢をいいます。

がんは
気になる病気よね？



もしものがんのリスクに備えて「がん補償」があると安心です。

日本の
「がん(悪性新生物)」の
総患者数は、
約**178万人!**

一生のうち、
おおよそ**2人に1人**が
がんと診断されるといわれています。

▼ 主ながん(悪性新生物)の患者数

(単位:万人)

悪性新生物	総数	男性	女性
胃	19.6	13.5	6.1
結腸および直腸	28.8	16.4	12.4
肝および肝内胆管	5.6	3.8	1.9
気管、気管支および肺	16.9	10.2	6.7
乳房	23.2	0.3	22.9

※総患者数は、平均診療間隔を用いて算出するため、男性と女性の合計が総数に合わない場合があります。

【出典】「平成29年患者調査」(厚生労働省)をもとに東京海上日動にて作成

さらに **心配なのは、医療費!**

●医療費・自己負担額の例
(胃がんで15日間入院したケース)

医療費の自己負担額 **177,976円**
差額ベッド代 他 **133,000円**

合計 約**31.1万円**

だから **まとまった資金の
準備ができると
安心です。**



※70歳未満、月収27万円以上51.5万円未満の例
※医療費の自己負担額は高額療養費制度を利用した場合(実際の自己負担額は個別のケースにより異なります。)

【出典】(公財)生命保険文化センター「医療保障ガイド」(2020年9月改訂版)をもとに東京海上日動にて作成

こんなサービスをご利用いただけます。



デイリーサポート 自動セット

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や
毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。

法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。

[ホームページアドレス] www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html

※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。

※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

◆ 受付時間：いずれも土日祝・年末・年始を除く

- ・法律相談：午前10時～午後6時
- ・税務相談：午後 2時～午後4時
- ・社会保険に関する相談：午前10時～午後6時
- ・暮らしの情報提供：午前10時～午後4時

0120-285-110

ご注意ください (各サービス共通)

- ・ご相談のご利用は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りです。
- ・ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(法人は除きます。)、またはそれらの方の配偶者*1・ご親族*2の方(以下サービス対象者といひます。)のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)とし、サービス対象者からの直接の相談に限りです。
- ・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
- ・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
- ・メディカルアシストおよび介護アシストの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。
- *1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚約とは異なります。
- *2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいひます。

〈お問い合わせ受付デスク〉

神奈川県医師扶助会

〒231-0037

横浜市中区富士見町3-1 神奈川県総合医療会館4F

TEL 045-241-3273

FAX 045-241-1351

取扱代理店

引受
保険会社

東京海上日動火災保険株式会社

〈担当窓口〉横浜中央支店 金融公務課

〒220-8565 横浜西区みなとみらい3-6-4 みなとみらいビジネススクエア6階

TEL 045-224-3519(営業時間：9:00～17:00) FAX 050-3385-6438

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。(https://www.sonpo.or.jp/)



0570-022808 (通話料有料) IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間：平日午前9時15分～午後5時(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店との間で有効に締結されたご契約は、引受保険会社と直接締結されたものとなります。

ご不明な点がありましたら

このパンフレットは「団体がん保険」(団体総合生活保険)の概要をご紹介したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししてあります保険約款によりますが、保険金のお支払い条件、ご加入手続きその他、ご不明な点がございましたら、取扱代理店または東京海上日動火災保険(株)までご照会ください。